

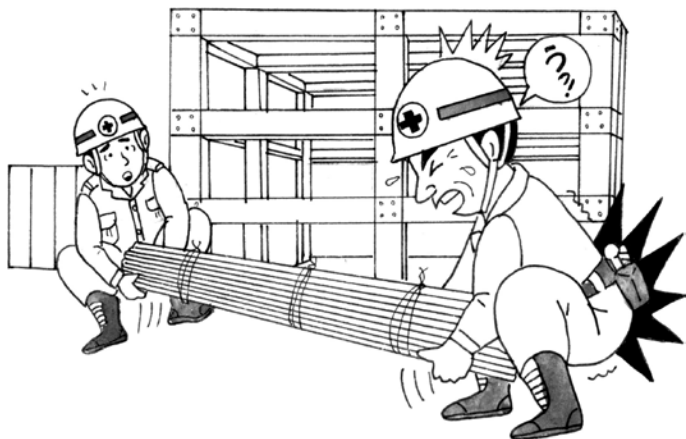
## 鉄筋束を持ち上げる際の腰痛 業務上として労災保険の対象か

**Q**

当現場で働く50歳代の作業員が腰痛を訴えてきました。本人は鉄筋工で、現場に搬入されてくる鉄筋束を同僚と指定場所へ運び、鉄筋の結束作業などを行っています。

鉄筋束を持ち上げる際に痛めたとのことですが、業務上として労災保険の対象となりますか。

急激な力の作用が突発的に生じたなどであれば業務上



**A**

腰痛については、転倒や転落などによつて発症する災害性の原因による腰痛と、災害の原因としないで発症する非災害性腰痛の2つがあります。

ご質問では、どちらに該当するか判然としない面もありますが、鉄筋束を持ち上げる際に痛めたとのことです。災害性の原因による腰痛ということでお答えします。

業務上腰痛の認定基準（昭51・10・16 基発第750号、昭53・3・30 基発第187号）では、「業務上の負傷（急激な力の作用による内部組織の損傷を含む。以下、同じ）に起因して労働者に腰痛が発症した場合で、次の2つの要件のいずれをも満たし、かつ医学上療養を必要とするときは、当該腰痛は労基則別表第1の2第1号に該当する疾病として取り扱うこと」とされています。